

第六十八回国会 建設委員會議 録 第十三号

昭和四十七年五月九日(火曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 天野 光晴君 理事 金子 一平君

理事 田村 良平君 理事 葉栗 信行君

理事 服部 安司君 理事 阿部 昭吾君

理事 小川新一郎君

小沢 一郎君 大村 襄治君

梶山 静六君 浜田 幸一君

藤波 孝生君 古内 広雄君

森下 國雄君 山下 徳夫君

山本 幸雄君 井上 普方君

下村 政巳君 佐野 憲治君

松浦 利尚君 柳田 秀一君

新井 彬之君 北側 義一君

吉田 之久君 浦井 洋君

出席國務大臣

建設大臣 西村 英一君

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官 前田多良夫君

林野庁長官 福田 省一君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省河川局長 川崎 精一君

建設省河川局次長 川田 陽吉君

委員外の出席者

林野庁指導部長 松形 祐堯君

建設委員会調査室長 曾田 忠君

委員の異動

五月八日

辞任

砂原 格君

補欠選任

草野一郎平君

第一類第十二号

建設委員會議録第十三号

昭和四十七年五月九日

五月一日

名古屋都市高速道路錦ヶ池線建設反対に関する請願外二件(横山利秋君紹介)(第二八四八号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第二八八八号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第二九一〇号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第二九一七号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第二九三二号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第二九五五号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第二九九三三号)

同外二件(横山利秋君紹介)(第三〇六一号)

青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願(三木喜夫君紹介)(第二九五六号)

地代家賃統制令撤廃に関する請願(小川半次君紹介)(第二九九二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)(參議院送付)

○龜山委員長 これより會議を開きます。

この際、つつしんで御報告申し上げます。

本委員会の委員砂原格君が昨日逝去されました。哀悼にたえません。

同君の御冥福を祈り、一同黙禱をさせていただきます。

存じますので、御起立を願います。

[総員起立、黙禱]

○龜山委員長 黙禱を終わります。

○龜山委員長 内閣提出、河川法の一部を改正する法律案及び内閣提出、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題といたします。

この際、川崎河川局長より発言を求められておりますので、これを許します。川崎河川局長。

○川崎河川局長 先月の二十六日の委員会におきまして、松浦先生から、福地ダムにつきまして政府内の統一見解を示せというお話でございました。その後、関係各省それぞれ協議をいたしましたので、次のように統一見解をまとめましたので、報告をさせていただきます。

福地ダムについて  
一九七一年十二月十三日福地ダムに關し、日米両政府間で交換された口上書は、「同ダム(福地ダム)が復歸までに完成されない事が明らかとなつた時は、合衆国政府は同ダムの建設のためすでに割当てられている千二百一十万二千合衆国ドルのうち未使用部分を復歸前に琉球水道公社に移転する。」ことを約束したものである。

二 同ダムは沖繩復歸の時点で建設省で引継ぎ、直轄で事業を継続実施し完成を図ることとしていますが、同ダムの建設のため割当てられている額の範囲内で仮に完成しない事が明らかになつた場合にも、その完成に支障のないよう政府内において所要の措置をとる所存である。

以上でございます。

○龜山委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。松浦利尚君。

○松浦(利)委員 ただいま河川局長から福地ダムの問題について政府の統一見解が表明されました

が、この統一見解について質疑をかわしてありますと法案審議に影響を与えますので、これについては別途の機会に質問することを留保させていただきます。と申します。

○龜山委員長 了承しました。

次に、小川新一郎君。  
○小川(新)委員 時間の関係上、私簡単に率直に聞きますので、お答えのほうも明快にひとつお願ひしたいと思います。

この河川法、多目的ダム、治山治水、三法律案の審議について、特に河川法と多目的ダムについてお尋ねしたいのであります。同僚議員等がもう聞いておりますので、重複することを避けまして、会計検査院の指摘事項について二、三お尋ねしたいと思ひます。

特定多目的ダムの本体建設工事の予定価格の積算についてであります。会計検査院が建設省に対して、「直轄で施行する特定多目的ダム建設工事に對して、ダム本体建設工事の予定価格の積算が施工の実情に適合していない事例が見受けられ、ダム工事の施行の実績資料等を収集、解析、整理して基準化し、積算の適正を期する要がある」と認めております。その件については昭和四十五年十一月、この改善の処置を要求してありますが、その後建設省ではどのようになつたか、お尋ねします。

○川崎河川局長 お答え申し上げます。

ただいまお話しのように、昭和四十五年度に会計検査院から、ダム工事につきましても積算について改善の勧告がなされたわけでございます。私どももいたしましたけれども、ダムの事業そのものにつきましてはいろいろ地域地域の特殊性等がございますので、できるだけこれを統一的に積算を行なうたいというところで努力をいたしておりますが、なおやはり多少地域間におきましてその辺で必ずしも統一的でない面がございます。した

が、同格なものとは別といたしまして、基本的なものだけでも基準等ができるだけ統一いたしたい、こういうことで作業をまいりました。本年の四月に、ダムを所管いたしております開発課の課長名で、関係機関に対しましてそういった基準の作成等について通達を出しました。なお、さらに細部につきましては、一そう調査検討いたしまして、今後誤解のないような処置を進めていく考えでございます。

○小川(新)委員 ダム積算委員会というのは現在何名で構成され、何回これに開いて会合を開き、それに対する報告は私どものほうへ出していただくものなのかどうか。この点についてお尋ねいたします。

○川崎政府委員 私どもの建設省の内部で、それぞれ各地方建設局の担当とかあるいは経験者、そういったものでそういった積算に対する参考の資料を集めるために委員会を組織いたしておるわけでございますが、回数等につきましてはちょっと現在詳細に承知いたしておりません。なお、どういことが問題になって、どうい方向へ進んでおるか、そういった資料につきましては、後ほど、御要望に従って提出いたしたいと思います。

○小川(新)委員 これは大臣、御出席したことがございますか。

○西村国務大臣 積算委員会に出席したことはありません。

○小川(新)委員 会計検査院で指摘された。ダム積算委員会というのを建設省で設けられまして、河川局長もまだ回数もよく御記憶がないようでございますが、私はちょっとそういう点ずさんだと思っておりますが、この点については局長、もう少し真剣に取り組んでいただかなければ、ちょっとわれわれ議員といたしましては納得ができませんので、この点について所見を承りたい。

○川崎政府委員 ただいまの委員会は、担当いたしております開発課長が中心でそういったいろいろな技術的な設計上の積算基準を検討いたしております。

わけでございます。全体的なやはり設計の価格ということになりまして、それはまた省としてのいろいろな経費その他の取り組み等もあるわけでございますが、一応ダムの建設そのものについてのいろいろな直接の参考になる基準を検討いたしておるといふことでございます。なお、ダム工事は非常に大規模な工事でございますので、他の一般の工事とはやはり同列に扱ふことはできないと思っております。したがって、私どももまことにいままで十分目が届かなくて申しわけございませんが、今後十分慎重に私どもも関与いたしまして、適正な基準を作成するように努力いたしたいと思っております。

○小川(新)委員 ダム積算委員会については十分ひとつ局長もお入りになっていただいて、会計検査院の指摘事項でございますし、この問題についてはとかくいろいろな問題が起きますので、よろしく御配慮願いたいと思っております。

○川崎政府委員 ダムの規模等によりまして、私どもの直轄で考えておりますのは約二十社前後じゃなからうかと思っております。

○小川(新)委員 そうしますと、住民の生命、財産に非常な危険を与えるような大きな工事をするダムの建設にあたっては、たとえばその能力のある一社が入札いたしましたして、これは指名競争入札制度で落札した場合、ジョイントベンチャー方式によるようなことは今後あり得るのかないのか。また現在どうなっておるのか。それについてお尋ねいたします。

○川崎政府委員 ジョイントベンチャーの制度でございますが、これには、完全に一体になって一つの工事に対して対処するという場合と、それから一つの工事に対してそれぞれ区間等を分担し合っておりますが、結果的に一つの工事が完成するわけでございますが、そういったいろいろなケースがあらうかと思っております。しかし最近のように工事量がふえてまいりますと、やはりかなり大手の業者

にいたしましたも、それぞれ業務なり資材なりあるいは特別の技術者等で格差等があるわけでございますが、そういったものがある程度調整して危険を分散する、こういったようなメリットもある。また中小企業等もやっております。資質の向上等に資する場面もあるというふうなことで、必ずしも私どもも否定はできないのじゃないかという考えでおります。現在そういった形を直轄でやっておりますのは東北地建の御所ダムにその例がございまして、今後どのようなやり方でやるかということにつきましては、これは私どもも特に定見はまだ持っておりませんが、やはりケース・バイ・ケースでそのつど検討していきたいと考えております。

○小川(新)委員 この問題は大事な問題ですが、大臣、河野建設大臣のときには、ダムの建設にあたってはジョイントベンチャー方式は取り入れない。特にその責任分割が、ここからこまではA社がやる、ここからこまではB社がやるという責任が非常に複雑になるので、ジョイントベンチャー方式はやらないうようなことを私記憶があるのですが、いまの河川局長のお話を聞いておりますと、ケース・バイ・ケースというふうなことになるのですが、この点については大臣のお考え、いかがですか。

○西村国務大臣 つまり、ジョイントベンチャー方式は、大体そういうやり方は、たとえば中央で大手の方が事業を受ける、しかし、地方の中小企業の方を救わねばならぬとか、あるいは中小企業の方はその土地の人であるから土地勘があるからいろいろな利益をするというふうな、大手と中小企業のジョイントベンチャーというものは土地の事情からいってやるほうがいいのじゃないか。そういうふうな中小企業に工事の割り当てがないというふうなことになるので、工事が大体は大型化しますから、大きいところと小さいところをジョイントベンチャーをやる、そういうことを私は前から考えておいて、大手のジョイントベンチャーと

いろいろの原則としてはあまり好ましくない、やっぱり責任体制をとるべきだ、こういう考え方であったわけでございます。しかし、事によりましては、私がそう思ってもそれは別に、やはり非常に大きいダム等でございますと、実際問題が、Aが受けましても、その受けたAがBに自分の受けた責任においてある事業をあてがうというふうなこともやっております。したがってそれを表向きにするというジョイントベンチャーのやり方、それもいいのじゃないか。道路工事のごときは大手同士がジョイントベンチャーいたしております。そこで私は、元来は、ジョイントベンチャーはいいと言いましたように大手と中小企業が組む場合を認めておるのがいいと思っておたのでございますが、それではないに、やはり大工事になればそういうプライベートの分け方じゃなくて、公式に仕事を分けることも一つの方法であらうというふうな考え方をいたしております。しかし原則としてはやはり大手は一本で責任を持ってやる、こういう行き方のほうを私はどちらかという好むわけでございます。

○小川(新)委員 先ほど私が、日本のダムの建設の規模からいって能力のある会社はと質問したのですが、結局ダム建設に能力があるということ、それを指名競争入札制度で建設省が落札させるというところは、その会社ができるといふ、能力からすべてを含んで落札させているわけでしょう。それをまたA社がB社にプライベートであるからといって仕事に分け与えたときに、あのダムがもしも決壊するよう大きな事故につながったときには、それはA社に責任はいくでしようけれども、そういうことが業界でやられているというふうな発言でございますが、私は非常に疑問を生じてきますね。中小企業を救うというの、下請としてやらせる場合はあり得るでしょう。だけれども大手と大手が、ここからこまではおまえさんがやるのだというところは、指名競争からはずれた業者をお互いにプライベートでくっつけて

やっていくという事については、河野建設大臣が、好ましくない、そういうことは危険であるからだめだと言っているのです。それをまた復活させるようなやり方ではちょっとおかしいのじゃないですか。どうなんですか。

○西村國務大臣 復活させるというのじゃない。そういうことをやっておる場合もあるから、それならむしろ公にジョイントしたほうがはつきりなるのじゃないか。仕事によって分担したほうがはつきりなるのじゃないか。実際問題はそういうやり方をしておる場合もあるから、それはおもしろくない。したがって、そういうよりなら公にそれぞれ分担して責任を持たしたほうがいいのじゃないか、こういうふうに考えられるわけでございます。

○小川(新)委員 実際にはそういう事例があるのですか。

○西村國務大臣 あるように私は聞いております。

○小川(新)委員 局長、それはどこですか。

○川崎政府委員 ただいまお話しのように、初めから完全に一つの共同企業体として二社程度が参加して仕事をおる場合と、それから一社が請け負って、しかし一社だけではいろいろ資材、労務あるいは技術者、こういった面で十分でない、その他いろいろ事情があらうかと思えますけれども、その一部を下請に出しておるといふところは直轄でもございます。

○小川(新)委員 そうすると、大臣の表現と局長の表現は違います。局長の表現はあくまでも大手がある指定されたA社が下請に出しているのだから、ここからこまに分けてお互いに共同でやるというのじゃないのですか。それはどうなんですか。

○川崎政府委員 完全に共同でやる場合は、これはやはり当初からの共同企業体ということで入札時から参加してやるというのがたてまえじゃないかと思えます。したがって、道路等ではそういうものを延長の区間で切りましてそれが施行

しておるという例はございますけれども、ダム等の場合におきますと、これは一つの業者が落札した場合に、たまたま二社等がその下請で入っておる、役所のほうもその下請を承認しておるといふのが一般の例でございます。

○小川(新)委員 そうすると先ほど言ったような、ちつとも好ましいとか好ましくないじゃないかと、普通のあたりまえのことなんですか。別にどうのこうの、批判するとかなんとかじゃないじゃないですか。大臣どうなんですか。さつき好ましいとか好ましくないとか言っているけれども、局長の話も聞いています。好ましいも好ましくないも、あたりまえのことになって聞かされてきません。

○川崎政府委員 下請の問題であります。一般のいわゆる下請の概念といえますか、そういうものを越えて、ある程度のもを大手に譲っておる。したがって、外から見ると、二社以上のものがダムをやっているという認識を与えるというような点では、われわれとしてもさつきりしないのじゃないかという気がしておるわけでございます。

○小川(新)委員 すつきりしない気がしている、どうも好ましくない、だけれども結果においては下請だ、こういう答弁では……。ダムは道路なんかとは違うのであって、何億トンの水をためて、これは一回決壊すれば、イタリヤの事故のように一村が全滅するよう大きな問題を含んでいるのに、かつこうにおいては下請になっているのを見たいは下請じゃない。同格の会社がやっている場合には下請とは見受けられない、あくまでも話し合いで、自分たちの企業のもうけに對しての分働工事のやり方である、それを建設省で御理解しているから、好ましくないとか、大臣の言われているような表現になってくるのであって、この見方が率直なんですか。だから、そういう思わしくないのだったらジョイントベンチャー方式にやろうという姿勢になってきたのじゃないか、こう理解している。それは危険だからだめだと前の大臣

が表現しているのだから、あくまでも一社が責任を持ってやっていくような形にして、好ましくないようなことがあつたら監督し、そういう業者は指名を取り消したらいいじゃないですか。いかがですか。

○西村國務大臣 これはもちろん、あなたが言われるように、道路はほとんど大手でもジョイントをいまやっているのです。ところが、それがいいか悪いかという事はこれはまた別問題。それからいままでは、ダムは責任体制の意味で、また重要性からいへばあなたのおっしゃるようなことで、道路と違うから、原則としては一社というやり方でやっておるわけでございます。しかし、どちらかといえますと、やはりジョイントベンチャー方式も一つの検討しなければならぬ方式だと私は思っております。したがって、いままで私は、ジョイントベンチャー方式の場合は、大手と土地の土地カンに通じた人で、中小企業を救う意味で意味があるだろうと思っておったのでございますが、この問題は請負工事については重要な問題でございますから、建設省としても今後十分検討したい、私はさよう考えております。いまやっておる方式を見ますと、どうも入り乱れておる。しかしジョイントベンチャー方式というものを捨てたものじゃないというふうな考え方もできるわけでございますから、十分今後検討したい、かように思っております。

○小川(新)委員 中小企業を救うこととジョイントベンチャー方式、現在行なわれている好ましくないやり方とがこんがらがっては困るのであります。この辺のところを明快にしなければならぬですが、時間がありませんからきょうはそれ以上追及しませんけれども、非常に私はこの問題についてはちょっと複雑な気持ちになっております。それで、ダム積算委員会のように、ダムの本体建設の調査委員会というふうなものをつくって、いままでのダムの総点検ということも考えなければならぬし、いろいろな問題が含まれた中でこの多目的ダムという法律の改正ということも考えてい

く、私はこういう深い認識の上に立ってこの法律の審議に携わってきたわけですが、だけれども、いまほんとうに最終になってこういう問題が浮き彫りになってきて、将来の方針もいまだに明確にされてない、そういう中でダム法の改正を行なうという事についても私はまだ疑義がありますが、どうかひとついま私が申し上げたような点を踏まえた上で、十二分にこのダム建設については格段のひとつお考えを、私ども議員に納得するように今後説明していただきたい。これをまず申し添えておきます。

それでは最後に、時間の関係上、私の地元の問題でございますが、緑川と芝川の改修の件について、実はこの緑川の上の藤右衛門川——浦和の地城を流れておるのは藤右衛門川という名前になるのですが、浦和と川口の接続点のパイプですね。川のパイプが非常に狭くなつておまして、いつもこの問題について川口と浦和がトラブルを起こしております。川口側を太くすれば川口側がはんらんする。このためにこの入り口を細めてあるところが、それを細めてあるために、浦和の市域はわずかに二十ミリアから五十ミリア程度のはんらんいたします。これについての改修という問題がもう十年実行なわれておりましたが、この問題についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのか。また、川口の毎秒四十トンのポンプアップ場の建設はいつ完成するのか。この二点をお尋ねしたいと思います。

○川崎政府委員 川口の緑川、それから旧芝川と存じますが、それぞれにつきまして、緑川のほうは四十六年から着工いたしておりますが、四十八年の出水期までにはこれを完成したいと考えております。それから旧芝川でございますが、これにつきましてもやはり四十六年から着工いたしておりますが、ポンプの規模が四十トンとかなり大きな規模になりますので、現在の計画といたしましては昭和五十年の出水期までにこれを完了したいと考えております。なお、緑川の上流等につきま

しては、やはりまず下を改修した上で、いろいろ



○天野(光)委員 ます、ただいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してあります。

御承知のとおり、本法案は、最近の都市地域における治水環境の悪化と水需要の増大に対処するため、準用河川制度の拡大、河川の流況調整等について所要の規定を整備しようとするものであります。本法の施行にあたっては、特に準用河川、普通河川の整備及びその財源の充実、利水に関する法制的体系的整備等について、政府は適切な措置を講ずる必要があると思っております。

次に、ただいま議題となりました特定多目的ダム法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してあります。

御承知のとおり、本法案は、最近の水需要の増大に対処し、緊急に水資源の開発を行なう必要がある場合には、ダム使用権の設定予定者が特定していない段階であっても当該ダムの建設に着手することができること等としておりますが、本法の施行にあたっては、特にダム建設に伴う水源地域住民の生活再建、ダム建設を緊急に着手する場合のダム使用権設定予定者の早期特定、ダムを建設する場合の地質調査、ダム建設の際の責任体制の確立等について、政府は適切な措置を講ずる必要があると思っております。

以上で趣旨の説明を終わります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○亀山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、河川法の一部を改正する法律の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 最近の都市化現象の進展と小河川災害の発生に対処するため、法定外河川の整備及び適正な管理が重要であることに鑑み、その実態を調査検討し、準用河川及び普通河川を整備することにも、あわせて農業用排水路の整備改善を促進し、これに必要な財源を充実にするための措置を講ずること。

二 水需給のひつぱくに対処し、水資源の開発、流水の広域的管理、水利の合理化、慣行水利権の近代化等利水対策をさらに総合的に推進するため、治水と併せて、利水に関する法制的体系的整備について検討すること。

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、特定多目的ダム法の一部を改正する法律の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 水需要のひつぱくに即応して、水資源開発事業を積極的に促進するためには、ダム建設等により、社会経済事情に急激な変化を与える水源地域における住民の生活再建及び地域の公共施設の再編整備等が必要であることに鑑み、これに対処する適切な措置を講ずることとし、この場合において地方行政を総合的に担当する地方公共団体の意向を十分に尊重すること。

二 ダム使用権の設定予定者を定めることができない段階で多目的ダムの建設に関する基本計画を作成し、又は変更しようとするときは関係地方公共団体の意向を十分に尊重するとともに、できる限りすみやかに当該ダム使用権の設定予定者を定めるよう努力すること。

三 ダムの建設に際しては、地質等の調査を精密に行ない、土砂流等により、水質が汚濁されないよう、細心の注意をなし、ダム公害を完全に防除すること。

四 ダム建設は、住民の生命財産に及ぼす影響が多々であるので、その建設にあたっては、工事施工業者の責任体制を明確にすること。

○亀山委員長 両動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより順次採決いたします。

まず、河川法の一部を改正する法律案に対する天野光晴君外三名提出の附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀山委員長 起立多数。よって、天野光晴君外三名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

次に、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案に対する天野光晴君外三名提出の附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀山委員長 起立多数。よって、天野光晴君外三名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣より発言を求められておりますので、これを許します。西村建設大臣。

○西村国務大臣 河川法の一部を改正する法律案及び特定多目的ダム法の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたしまして以来、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見については、今後その趣旨を生かすようにつとめるとともに、決議されましたただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重し、今後その運用に万全を期して、皆さま方の御期待に沿うようにする所存であります。

ここに、これらの法案の審議を終わるにあたりまして、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対して深く感謝の意を表しまして、ごあいさつといたす次第でございます。ありがとうございます。(拍手)

○亀山委員長 なお、おはかりいたします。ただいま修正議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀山委員長 次に、内閣提出、参議院送付、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井上普方君。

○井上委員 このたび、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案に伴いまして、五カ年計画が閣議了解事項として出され、昭和四十七年度予算が初年度として提出されているわけでございます。そこで、この閣議了解事項を拜見いたしました。

と、第二項において「新治山事業五カ年計画及び新治山事業五カ年計画は、総合的な施策との調整を図り、その実施にあたっては、経済、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に行なうものとする。」とあるのをご存じですが、これはどういう意味であるのか、どういう含みがあるのか、この点ひとつ伺いたいと思っております。

○川崎政府委員 国の社会資本投資の親の計画でございます。経済社会発展計画が近く改定を予想さ

れておるわけでございます。したがって、今回の  
治山治水の五カ年計画を決定することに相なる  
わけでございますが、やはりそういった計画とも  
十分調整をしないと、国の財政事情あるいは今後  
の国の経済の見通し等もございまして、そう  
いった段階では弾力的に調整をする必要があるん  
じゃないかということでございます。しかし、治  
山治水の重要性にかんがみまして、この治水五カ  
年計画、治山五カ年計画が、十分新しい経済社会  
発展計画の作成の段階では尊重されると私どもは  
考えておる次第でございます。

○福田(省)政府委員 ただいま河川局長からお答  
えしたとおりでございますけれども、林野の場合  
におきましては特に保安林の整備もございまして  
で、その点も十分考慮していきたいと思ひます。

○井上委員 そこで伺ひするのでございませ  
ん、特に建設省の治水関係におきましては昭和四  
十七年度が前の計画の最終年度であつたはずであ  
ります。なぜこれを一年切り上げて四十七年度を  
初年度とするのか。なぜ、いま経済社会発展計画  
が改定せられ、新全線もまた改定せられる運命に  
あるとき、あえてこの五カ年計画を出される理由  
をひとつ伺ひたいのであります。と申し  
ますのは、「弾力的に行なうものとする。」という  
個条が入つております以上は、その間において非  
常に幅が広がつてくると思ひるのでございませ  
ん。これであるならば、何と申しますか、五カ年計画  
の意味は少なくなつてくるという感を深くいたす  
のですが、その点いかがでございますか。

○川崎政府委員 すべての国の計画がそういった  
経済社会発展計画の作成と歩調を合わせるという  
ことになりまして、これは非常にわかりやすいわ  
けでございますが、それぞれ所管しておる事業の  
特殊性あるいは連続性、こういったものから、や  
はりやむを得ず先行して改定をする、あるいはお  
くれて改定をする、こういったことが、それぞれ  
各省の五カ年計画とも同じような事情にあるん  
じゃないかと思ひます。それで、今度の治水事業  
五カ年計画の場合には、昨年御承知のように災害

が非常に多発したわけでございます。そういった  
意味で治水に対する関心も非常に高まつておる。  
それから第三次の五カ年計画の内容を見まして  
も、それ以後都市問題あるいは水問題、こういった  
ところでもかなり現在の五カ年計画の修正を迫ら  
れておるわけでございます。当初第三次の五カ  
年計画で考えておりました都市環境の整備  
の問題だとか、あるいは地盤沈下の問題あるいは  
都市小川河川等の新しい補助の制度の問題、こう  
いったものもいままでには考えてなかつたわけ  
でございます。したがって、現在の第三次の五カ年  
計画で運営していくには少し内容の変動が激  
しい、こういったこともございまして、この際、機  
運の高まつたときにできるだけ治水事業を伸ばし  
たいという私どもの希望もございまして、強い世  
論も背景にいたしまして今回の改定を企図した次  
第でございます。

○福田(省)政府委員 ただいま河川局長からお答  
えしたとおりでございます。特に山地の場合には  
最近災害が非常にふえてまいりました。水資源の  
確保の問題。第三点は都市の環境が非常に悪い、  
これを改善していかなければいかぬ。三点を中心  
として考えたわけでございます。

○井上委員 そこで私は林野行にお伺ひしたいの  
ですが、この五カ年計画は林業審議会ですかの意  
見を聞かなければいかぬということに相なつてお  
るようですが、この点、お聞きになつておるわけ  
ですか。閣議了解事項として一応出されておりま  
すが、五カ年計画は林業審議会に聞かれたのでご  
ざいませぬか。どうでございますか。

○福田(省)政府委員 ただいま御指摘のございま  
したのは林政審議会だと思ひます。これが可決さ  
れましたあとに林政審議会にはかる、こういった予  
定にしております。

○井上委員 では全然かけていないわけですか。  
○福田(省)政府委員 法律によりまして――ただ  
いま林政審議会とお答えしましたけれども、訂正  
させていただきます、中央森林審議会でございます。  
中央森林審議会に、法律によりましてあとで

かけることになっております。

○井上委員 これからかけるということはどうも  
さかさまみたいな話になるのでございませぬが、林  
野行は昭和四十八年度から国有林野事業の抜本的  
な改革に乗り出す方針と承つております。それに  
従ひまして林政審議会に改革案を諮問することに  
なつたという新聞報道もなされておるのでござい  
ますが、この点いかがでございますか。どうなつ  
ておりますか。

○福田(省)政府委員 林政審議会には、ただいま  
御指摘のございましたように、現在検討を願つてい  
るところでございます。正式に諮問事項としまし  
ては今月の下旬から来月にかけて――現在の  
ところでは国有林部会を設けて検討してございま  
すけれども、それが終わりましたあとで林政審議会  
に正式に諮問して結論を出す、こういった予定に  
なつております。

○井上委員 それは、四十八年度から国有林野事  
業の抜本的な改革に乗り出すということですね。  
○福田(省)政府委員 御指摘のとおりでございま  
す。

○井上委員 そこでこの五カ年計画はそれでは意  
味がないじゃないか。五カ年計画は現在出されて  
おるわけでございますけれども、四十八年度から  
抜本的な改革を行なうのでしよう。その諮問案と  
現在出しておるのでしよう。そうすると、その答  
申が出たときに現在出されておる新五カ年  
計画とは一体どういふ関係になりますか。

○福田(省)政府委員 中央森林審議会にかけます  
ものは治山治水五カ年計画でございます。林政審  
議会にかけますものは、それ以外の国有林の問題  
につきましても経営全般に関する問題の諮問をいた  
す予定にしております。

○井上委員 一般にはそれで通用するかもしれま  
せんけれども、現在日本の国有林の様相を見てみ  
ますと、実態としましてそのほとんどが水源涵養  
林みたいなところばかりではございませぬか。し  
たが、五カ年計画と国有林野事業の抜本  
的な改革とは表裏一体をなすものだと私どもは理

解せざるを得ないのであります。そこで、四十八  
年度から抜本的な改革を行なう、しかも新しく四  
十七年度からは五カ年計画を発足させる、ここに  
も矛盾が出てくると私は思ふ。表裏一体のもので  
なければならぬにもかかわらず、片一方におき  
ましてはやってない。ちくはくになつておるじゃ  
ありませんか。一年ずれておる。これが一つで  
す。しかも林政審議会と中央森林審議会との間に  
差が出てくるということになりますと、五カ年計  
画自体は数字のマジックみたいな感じがしてなら  
ないものであります。この点どうでございますか。

○福田(省)政府委員 国有林の特別会計の状態を  
申し上げますと、従来収入と支出の差はこれを積  
み立て金にしてございまして、四十六年度当初約三  
百五十億あつたわけでありまして、ところが四十七  
年度の予算編成に際しまして、それを全部使いま  
しても前年度の予算に比べますとそれが減る、こ  
ういふ状態になつたわけでございます。一般会計  
がふえますところに、特別会計につきましてはむ  
しろ前年度よりも減少をする。治山事業は別でご  
ざいませぬけれども、そういう状態になりました、  
四十七年度を最後といたしまして、予算編成は従  
来の方式では実は困難になつたわけでございます。  
したがって、四十七年度のおそくとも六月  
一ぱいくらいには四十八年度の予算編成につきま  
して抜本的な改正をしなければならぬ、こういった  
状態に立ち至つておるわけでございます。そこで  
林政審議会に、国有林の経営につきましても、主  
として財務の問題を中心といたしましてこの問題  
の解決をはかるために諮問する予定にいたしてお  
るわけでございます。一方、治山治水五カ年計画  
につきましても、国有林と民有林と両方含めまし  
て、なお建設省と関連を持ちながら治山治水の総  
合的な計画を、先ほど申し上げたような理由によ  
りましてあわせて四十七年度からこれを改正する  
というふうにお願ひしたわけでございます。

○井上委員 しかしながら、治山問題につきまし  
ては国有林野の占める位置が非常に大きい。しか  
も、それが財務的な理由であつて、この国有林野事

業を抜本的に改正するということになりますならば、いままでも考えておいた治山五カ年計画というものは当然改定されるべき運命にあるのではなからうか、私はこのように考えざるを得ないのであります。私には、いまの御説明ではわれわれ納得できません。われわれ納得できるようなお話をひとつお示し願いたいのです。これは四十八年度から固有林野事業の抜本的な改革を行なうのです。しかもこれは、財政的な理由にしろ、財務的な理由にしろ、抜本的な改革を行なう。そういたしますと、四十七年度から行なわれる五カ年計画というものは当然それを含まなければならない。ところが抜本的な改革をこれから詰問するのでしょうか。そして四十八年度から改定する、こういふことです。それならばそこあたりにもどうも独走しておるような感じがなきにあらざります。この点いかがでありますか。

○福田(省)政府委員 御指摘ございましたように、特別会計におきましてはそういう財務の事情がございますが、治山治水計画につきましては、第三次計画におきましては御承知のように前計画の倍にいたしました。そこで、四十七年度はそういう苦しい事情に財務の状態がございませうけれども、固有林におきましては一般会計から従来二十三億の導入をはかっておったのであります。これを一般会計から六十六億繰り入れまして、特別会計の持ち分六十一億、合わせて百二十七億を初年度の四十七年度の治山事業の計画としたわけでございます。したがって、治山事業につきましては、五カ年計画全体としましては計画どおり実施する予定にしておるわけでございます。

○井上委員 そこでお伺いしたいのであります。治山事業につきましては五カ年計画をそのとおりにやられると了解いたしました。そういういたしますと、この五カ年計画がそのまま進むためには、これは特に治山事業の關係、砂防というよりな關係もございまして、これに対して特別会計

でやられておるところに無理があるんじゃないかとおもうのです。したがって、あなたはいま得々と百幾らももらったというお話でございませうけれども、これは当然のほうの一般会計で出すべき性格のものであらうとおもうのです。ところがそれが十分なされていなくて、私にも重大な関心を持たざるを得ないであります。この点いかがなんでしょうか。大体何割を治山事業として特別会計から出しておるのか、一般会計からは幾ら治山關係に出されておるのか、この点をお伺いいたします。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。四十七年度におきましては、一般会計から導入しましたのは先ほど申し上げましたように六十六億でございます。それから特別会計で負担しました金額は六十一億でございます。半分強を一般会計から導入しておるわけでございます。ただ、六十六億一般会計から導入しましたけれども、実はこのうち約二十億は特別会計の積み立て金の中から一般会計に回っているわけでございませう。したがって、実質は六十六億から二十億引きました四十六億というものが一般会計から純然たるもらひ分でございます。この分だけ見ますと半分弱になる、こういふことでございます。ただ、ただいま御指摘ございましたように、一般会計から初めて治山事業費をお願いしたわけでございませうけれども、四十八年度以降、ただいま特別会計の状態では非常に困難がございませう。治山事業については公共的な性格の最も強い事業でございますので、一般会計から全面的な導入をお願いする方向でただいま林政審議会において検討をお願いしております。ただその場合におきましては、在来の事業の近代化、合理化というところはやはりながら、一般の国民の皆さんの支持を得なければならぬ、かように考えておるわけでございます。方向としましては、私たちが考えでは、林政審議会にそういう方向の結論をいただけたらというふうに希望しておるところ

でございます。○井上委員 公共的な性格が非常に強いところは、強いと申しますよりも公共的な性格そのものの事業につきましては、私は一般会計に出さすべきが当然だと思っております。これは農林水産委員会の決議におきましてもはっきりと出されておると思っております。そこで、問題は飛び飛びになりますけれども、林業振興に關する決議というのが第六十五回國會の農林水産委員会でもなされておりますが、その林業振興に關する決議とこのたびの五カ年計画との關連はどういうようになっておりますか、お伺いいたします。

○福田(省)政府委員 林業振興に關する決議の中には国土の保全の重要性ということもあつたおります。そのための施策をはかるべきであるという項目もございまして、それに従いまして治山事業の問題を最も重要視して考えたわけでございませう。またその経費区分につきましては、一般会計の導入をはかるようにという決議もございませう。それに基づいて先ほど御説明申し上げたような一般会計からの導入もお願いした結果になるわけでございます。

○井上委員 あなたはそこに六十五國會の林業振興に關する決議をお持ちなんです。宙であなたおっしゃっておられますが、何項目あるのですか。六項目出しておるのです。宙で人をこまかすようなことをおっしゃってはおつてはだめです。これを尊重されておるというなら、一項一項につきまして、この項についてはどういふような予算措置がしてございませう、どういふ計画を五カ年計画に盛り込んでいませう、一々御説明になっていただきたら。

○福田(省)政府委員 決議の中で取り上げられた問題は御指摘のように六項目ございませうが、すでに予算措置を講じましたもの、まだ検討中のもの、いろいろございませう。ただいまお答えしましたように、一般会計からの繰り入れ、これは十六億見たわけでございませう。その他、自然保護に關連しましては、薬剤の使用について十分安全

度を確かめて検討するようになり、ことにつきましては、昨年、BHCあるいは二四五五などの薬剤について中止をしたものもございませう。それからただいま検討中のものにつきましては、造林事業に關する問題、林道に關する問題、外材に關する問題、労働力に關する問題、長期計画改定に關する問題、以上のようなものもございませう。

○井上委員 それではお伺いしますが、第六十五國會の決議の第何項のどれに入りますか。○福田(省)政府委員 実はいま申し上げたのはその内容の検討の資料でございまして、原文の六項目の資料を実はたまたま手元に持つておりませんので、たいへん失礼いたしました。

○井上委員 持つてこずに、あなたのほうで宙でものを言われておつたのでは困ります。公共性の強い林道については高率国庫負担でやれということも書いてございませうが、治山關係につきましてはあまり書いてないのだから、林業振興に關する決議ではございませうけれども、實際問題といたしましてこの問題は治山問題と非常に密接な關係がある。むしろ、治山關係におきましては林業がいかに重要であるか、しかも奥地林業が水源涵養、災害防除として重要な事項であると思いたがゆえに、私はあえて農林水産委員会の決議を讀み出して申しておるのであります。六十五國會のこの六項目にわたる決議、これは与野党一致した決議であります。いまおっしゃったのはこの中に入つておらぬ。六項目には入つておらぬけれども出された。そうしますとこの六項目は全部現在検討中の事柄じゃございませうか。こういふようなことで質問せよといふのはまことに無理な話だと思つておられます。六項目にわたつての林業の振興と治山事業とはいかに密接かということを私は考えますがゆえに、この新五カ年計画との相關關係をお伺いしているわけなんです。これについてもう少し明確な、より具体的な御説明をお願いいたします。できなければ、これはもう私に質問を保留したいと思つておられます。

○福田(省)政府委員 六項目、手元を持ってきておりませんが、その中に、国有林の使命を達成するために、特に公益的な面についての一般会計の繰り入れをやるようにという事は、最後のその中の項にあるはずでございます。そのことを先ほどから私申し上げておりましたのでございます。治山事業との関連は、それをもとにしまして六十億の繰り入れをお願いした、こういうことになる、かように考えております。

○井上委員 私先ほどからお伺いいたしておりますのは、四十八年度に国有林野事業の抜本的な改正を行なう、こういう話があるの、でございます。ところが四十七年度を初年度とする五カ年計画が出てきておる。長官のお話によりますと財務関係だとおっしゃいますけれども、それがはっきり出てこなければ、私もこの五カ年計画がどういうようにされるのか、審議するわけにはまいりません。せめて、林野庁の考え方としてどういうような四十八年度以降の国有林野事業に対する基本的な考え方を持っておられるか、諸閣案を少なくともわれわれにいま提示していただかなければ、この法案につきましての審議をすることはできませんので、それが出てくるまで私は質問を保留いたします。

○亀山委員長 井上君のお話よくわかります。それ以外の林野庁に対する御質問ございませんか。  
○井上委員 それを承って、それからあと質問を行ないたいと思います。  
○亀山委員長 ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕  
○亀山委員長 速記を始めて。  
福田(省)政府委員 失礼いたしました。先ほどの御質問にお答えしたいと思っております。  
治山治水五カ年計画、この中の林野庁の五カ年計画につきましては、この法案が通りましたあとにおきまして中央森林審議会にはかりまして、閣議の決定を見、この計画を必ず実施してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

なお、最近の森林に対する国民的要請にこたえて、従来、伐採によりますところの木材の増産、たとえば戦前の軍需材の増産あるいは戦後に於ける復興用材の増産、あるいは昭和三十六年当時における価格安定対策のための増産、かような使命を国有林に課せられておったのでございませうけれども、森林が本来持つべきところの公益的機能、つまり、先ほど来先生から御指摘ございませうように、水資源の確保あるいは国土の保全、あるいは清浄な空気のあるいはレクリエーションの場としての森林、かような国民全般からの強い要請にこたえて、森林の、特に国有林の経営につきましては抜本的な改正を予定しておるわけでございます。これらの問題につきまして、昨春秋以来、林政審議会におきましてその検討をお願いしておるところでございます。特にその中に国有林部会を設けまして、毎月三ないし四回鏡見検討をしておる段階でございます。その内容をかいつまんで申し上げますならば、いままで申し上げました国有林に対する木材増産のそういう経済的機能のほかに、公益的機能の要請がございませうので、これらの調和をいかにしてはかかっていくかということが大きな問題でございます。そこで、木材の生産に伴うそのあとの造林と一緒にしまして、経営の合理化を十分にはかりました上で、治山事業あるいはその他の公益的機能に対する要請にこたえるために、その経費の負担につきまして是一般会計の援助をお願いしなければならぬ、かように考えているわけでございます。したがって、この抜本改正案の中に治山治水五カ年計画を十分に盛り込みまして、林野庁としましてはこの計画を全面的に実施していく決意でございます。かように考えておりますので、お答え申し上げます。

○井上委員 たいにお話を承りましたけれども、具体的には、治山事業の経費につきましては一般会計の援助を受けたということのみでございまして、新聞紙上伝えられておる抜本改正の方向すら実はお示しになっていないように承るので

あります。いま改正案が国有林部会で討議されておりましたので、そして、新聞報道によりますと、この部会の報告が四月中にもまとめられる予定である、こういうこともすずいわれておるのでございませう。これは新聞記事だからと言われたならばしょうがありませんけれども、この中で、一、生産の合理化、二、間接部門の合理化、三、国有林野事業関係職員削減策、四、収支改善計画の樹立、五、国有林野事業の経営組織のあり方等々、広範囲にわたって論議が進められておるようには私も承知いたしておるのであります。そういう事実があるのですか、ないのですか。あるとするならば、ただいま申し上げました五項目にわたって各項目別に詳細なる御説明を承りたいと思っております。

○福田(省)政府委員 林政審議会の国有林部会におきましては、大体ただいま先生から御指摘ありましたような内容でございます。特に在来の仕事の重点でございますところの収入の面から申し上げますと、国有林の特別会計の収入の九割以上が木材販売収入でございます。この木材の販売のやり方には、立木で売る場合、それからこれを素材に生産して販売する方法とございます。しかもその販売の方法は、原則としましては会計法で競争入札でございます。しかし、地元の産業擁護その他特殊の場合におきましては、法律によりまして随意契約ができるようになっておるわけでございます。最近、先生御承知のように外材がすでに半分以上も入っておるわけでございます。国内のこういう林業の振興のためには、販売の方法につきましても国有林はやはり従来の方式を抜本的に改める必要がある、かように考えておるわけでございます。端的に申しますならば、外材と対抗しまして国内の木材の販売を有利に展開していく、こういう問題につきまして検討をお願いしているところでございます。

また、林道の問題につきましても、御承知のように日本は平均してヘクタール五メートルぐらいしかございません。これもやはり、作業のしかたを、ただいま申し上げたようなきめのこまかい仕事をするためには林道の密度を上げていかなければならぬので、平均五メートルの林道をできるだけ密度を上げて、そして簡易な、安全な、しかも労働強度の低い作業組織に変えてまいるといふことで、林道の密度を上げてまいるといふことも検討しておるわけでございます。あるいはまた造林事業につきましても、過去においていろいろとカラマツの造林等が重点に行なわれました理由は、やはり繊維の生産量を上げるという意味もあつたのでございませうが、これにつきましても若干の反省を加えなければならぬ状態もございまして、その土地に適したいろいろな樹種をまぜて経営してまいるといふことも検討しておるわけ

でございます。





事に職員を振りかえるということ、鋭意検討をしておる段階でございます。

○井上委員 私どもは、事業が変わってくることも、それ自体はわかるのです。しかし、わかるけれども、それが一体この五カ年計画の中にはどういうふうに入ってきておるか、そのところを明確にしたいというのが一つです。金額面においてどういふふうに変わってきておるのか。また、四十八年度からは根本改正が行なわれるという、それは当然でしょう、木を切る人間を少なくしていくならば配置転換せざるを得ない。しかし片一方においては、国有林部会においては職員削減までも考えておることがもう堂々と新聞に出ているのです。これがあつかないかというところを私は承るのです。これを明確にしたいのであります。配置転換は私は起り得ると思ふ。起り得ると思ふけれども、削減というところが明確に出ている以上、いまあなた削減は考えないとおっしゃいましたが、それは確認できるのです。これが一点です。

もう一点は、この国有林野の経営組織のあり方を変えようとする。どういふふうに変えるのか。あるいは経済同友会が出しているグリーン計画なるものを見ますと、経済同友会といつたら民間団体です。民間団体が発表しているグリーン計画なるものを見ますと、林野庁の組織を全部変えようとしておるのです。そうして全国で八十カ所の作業場にしてしまおうとしているのでしよう。あるいは営林署あるいは事業所の整理統合までも経済同友会が計画し、発表しておる。どうもこれにのつて林野庁の計画が進められておるようにならなれておるのです。でございませぬ。私どもは聞いておるのです。この点、営林署の整理統合、機構改革というものは考えておらないのですか。当然考えられる。伐採を考慮するに自然保護ということを中心と考えれば、林野庁の組織変えということも私は行なわれるだろうと思ふのです。行なわれるだろうけれども、いま八十カ所というふうな数字が明確に出てきて

いるのです。これは、グリーン計画なるものを御存じないのであか。――委員長、私はお願いしたいのです。林野庁の長官は最近長官におなりになったので、まだどうも私らの質問するところとポイントが合わないの、古い方でけつこうでございませぬ。政府委員の方であればけつこうでございませぬ。どうかひとつ質問との行き違ひのないような的確なる答弁をしていただくように格段のお願いをいたしたいと思ふのです。

○福田(省)政府委員 第一点の職員の削減案はどうか、こういう御指摘でございますけれども、これだけの職員を削減するというふうな検討はたまたまのところ数字的に出ておりません。ただ、先ほど来申し上げますように、在来の伐採事業が減少するに伴ってほかの部門における仕事が増えてまいります。その方面にできるだけこれを回してまいりたい、かように考えておるわけでございませぬ。

それから組織の問題でございますけれども、グリーンプランなりあるいはその他新聞等にいろいろ発表があるのでございませぬけれども、この点にしましてはどうか、形にすべきかという議論もまだ林政審議会の中では具体的な話はおきません。国有林としましては具体的な仕事を国民の要請にこたえてなすべきか、それにはどういふ方法がよろしいかということがございませぬ。以上で、それが最もやりやすい組織としてはどういう形がいいかということ、最後に出てくるものでございませぬ。したがって、組織問題については、いろいろの方面に出ておるような、想像されたような形で出ておるものでございませぬ。現在のとおりまたその点には触れていないのでございませぬ。自然保護を重視する、これは国有林としては非常に大事な役割でございます。しかし、やはり外材に対抗しましてこの木材生産も最も合理的にやっていたいかなければならぬわけでございます。これらを含めて一番いい組織はどうかということ、これは最後に検討したいと思つておるわけでございます。なお、営林署、事業所等の問題

につきましては、これは大正年間きめた組織でございますが、その後交通事情もいろいろと変わつてまいりました。むしろ職員から見ましても通勤しやすい場所に移りたいという希望等を含めまして、これらの点も含めまして、組織問題の最後に最も適切な方法を検討したい、かように思つておるわけでありまして、林政審議会でもこの問題にはまだ触れていないわけでございます。

○阿部(昭)委員 時間がないうでありますから、私の質疑は関連でお願ひしたいと思います。そこで、いま井上委員から具体的に指摘があられましたが、今度の、林野庁が四十八年度に行なおうとする根本的な諸改革、これは長官も何度も答弁されておりますように、林野庁自体の立場から見ますと、銭にならないことを大いにやらざるを得ないようになってくるわけでありませぬ。もちろんわがほりの建設サイドの治山治水計画を遂行するという観点からも、やはり今度の改革の段階では、山を荒廃に追い込むようなことにならぬように、皆伐はせぬとか切るのほうは減らしていくとか、いろいろのなことをやらざるを得ない。それから、うんと長期的になつてこなければ採算ベースに乗つてこないところの植えつけの部面とか、いろいろのなことをやらなければいけません。したがって、建設サイドでわれわれが求めておる治山治水、国土の保全、あるいは最近問題の公害、自然破壊というものをやらせない、こういう観点でこの林野行政というものを進めるといふことになれば、銭のあがらぬ山の経営をやらなければならぬのであります。したがって、私どもは今度の治山計画、治水計画に基づく林野庁の行政は、いままでのような考え方で、あがつてきた錢でいろいろなもの全部をやつていこうといつてもこれはできない。したがって私どもは、いま林野庁が求められておる、わがほりサイドからも強く要望いたしますこの治山治水計画を遂行するためには、財政、一般会計の側から、いわゆる林野行政の収支のワケ外の資金というものを大量に導入しなければ、これからのわれわれが目ざしておる治山治水計画とマッチした国有林経営というものは出てこない。林野庁の行政は出ていかぬ。成り立つていかぬ。こういう観点にわれわれは立つておるわけでありませぬ。これがまず第一点。この観点で林野庁長官はしっかりと踏まえてもらいたい。われわれは、少しさか立ちやないかと思ふ。こつち側の治山治水五カ年計画がいま出てきておるといふならば、治山治水というものは長官のほうの仕事と不即不離であります。したがって当然に、こちらのほうのこの治山治水計画と長官のほうのこちらの山をどうするかという具体的な計画とがきちつと結合していかねばならない。その結合が、いままでの井上委員の指摘の中でも明らかにされましたように、長官のほうはさつと教段までおくれおるものであります。これは大問題であります。そこで私はこの問題を進める場合に、長官のほうも急速度に、できるだけ早い機会に、われわれの治山治水計画に基づく山のあり方、林業のあり方というものをはっきりさせてもらわなければいけません。その前提はいま言つたとおり、営業収支だけでやれといつても全く不可能な問題であることは明らかだ。したがって、いまも答弁がございましたが、その面でもひとつ確たる方針を具体的に示してもらわなければいけません、これが一つであります。

もう一つの問題は、私どもは国会審議を通じて政府との間に具体的に質疑をかわし、討論をし、その中で明らかにされたことは、少なくとも建設省に関する限りはまあまあ誠意を持って、相当、九九％と言いたいのであります。が、まじめに実行してきたと思ふ。従来、林野庁の行政というものは、国会でいろいろな決議があつたり質疑があつたり、その中で明らかにされたことが、そのとおりどら守られていない。非常にあいまいに扱われている。これは国会軽視だと思ふ。したがって、いま長官が答弁したようなことは確実にやはり守るといふ態度でやつてもらわなければいけません。これが一つ。

れば、これからのわれわれが目ざしておる治山治水計画とマッチした国有林経営というものは出てこない。林野庁の行政は出ていかぬ。成り立つていかぬ。こういう観点にわれわれは立つておるわけでありませぬ。これがまず第一点。この観点で林野庁長官はしっかりと踏まえてもらいたい。われわれは、少しさか立ちやないかと思ふ。こつち側の治山治水五カ年計画がいま出てきておるといふならば、治山治水というものは長官のほうの仕事と不即不離であります。したがって当然に、こちらのほうのこの治山治水計画と長官のほうのこちらの山をどうするかという具体的な計画とがきちつと結合していかねばならない。その結合が、いままでの井上委員の指摘の中でも明らかにされましたように、長官のほうはさつと教段までおくれおるものであります。これは大問題であります。そこで私はこの問題を進める場合に、長官のほうも急速度に、できるだけ早い機会に、われわれの治山治水計画に基づく山のあり方、林業のあり方というものをはっきりさせてもらわなければいけません。その前提はいま言つたとおり、営業収支だけでやれといつても全く不可能な問題であることは明らかだ。したがって、いまも答弁がございましたが、その面でもひとつ確たる方針を具体的に示してもらわなければいけません、これが一つであります。

それからいま一つの問題は、実は私も長年山間地の農山村のあり方に対して、私自体も深い投入をしながらいろいろな問題と取り組んでまいりました。特にその中で、いま長官はどういう認識をされておられるかわかりませんが、農山村はまさに荒廃のどん底にあるのであります。この間、農山村委員長の郷里のある村に行つた。農山村委員長の選挙区とは違いますが、そういたしたら、六つの部落、千七百ヘクタールという農地を、日本のある大手の大商社が、一坪当たり、三・三平米当たり百円平均で全部買い取つてしまつたんです。村全部を買い取つたんです。そうして、そのかわりそこにはこれからのいろいろな就業の機会をその買取つた商社が保障するという約束で買取つたんだが、行つてみたら、その連中は全部マイクروبスに乗っけられて、一時間半くらいかかる水島コンビナート工場地帯に季節労働者みたいになつて、ここで建設工事や何かで出かせぎに運ばれておる、こういう状態が起つておるのであります。土地は全部ただ同然で取られた。話が違ふといつても、私は新聞を見て、あまりにもいまの農山村の姿を象徴しておるものと思つて現地の調査に行つてきたのでありますけれども、いま農山村はまさに荒廃の非常にけわしい状態にある。

そこで、実は私は、長官の傘下にある国有林の仕事とある意味では不可分の関係にある一般の山で働いている、伐採の事業とか植えつけの事業とか地ごしらえの事業とか、あるいはいろいろな育成事業に従事しておる人々と、もう十数年におつた一定の関係を保持して、私もいろいろな問題を解決してきた経験を持っておりまして、そこで、最近の山元の状況は一体どうか、山間地の状況はどうかということになると、山はもう個人ではやつていけないという状態が起つておる。私のところのような国有林の非常に多い地帯、山の非常に多い地方でさえ、ある地域の製材業者なりそういうところで製品にしておる原材料、原木というものは、もう六割近くが全部輸入材であります。山元の山間地の地場で生産する木材の価格

は、七、八年前までは物価にスライドして少しづつ上昇をたどつてきた。七、八年前から横ばいに入つて、この三、四年は現地における木材の価格は、立木の値段にしても値下がりの傾向です。しかし製品のほうは下がつておるかという、下がらない。したがつて、最近では山林というものが、林業というものはなかなか個人でやれないという状態が起つておる。そういう状態等から見ますると、私も、治山治水というこの目標を達成するために国有林の果たす役割りは非常に大きくなつておる、こういう認識をして、そこで国有林をどうするかということになると、私も実はいぶん現場を回つて見ておるのであります。長官の傘下における現場の皆さん、日本ではあんなによく働く人々はおらぬのじゃないでしょうか。このぐらいほんとうに劣悪なる条件のもので働いておる。いまの上には、わがほうの治山治水計画というものを長官のほうの行政とのからみ合ひで貫徹していこうということになりまして、これはさつき冒頭申し上げましたように取支が横わぬことをもつともっとたくさんやらなければならぬのですから、そのしわはさらにまた長官の傘下で日本一よく働いておるこの山元の皆さんの上にかかつていく、こういう方向を私は心配しておるのであります。そういう意味では、今度の組織の問題、たとえば伐採事業やなんかは相当減らして、減らすというの何もの切る量を一五％あるいは三〇％減らすというだけにとどまるのではなくて、私はどうもこいつは全部——さつき長官の答弁でちよつとお聞きしたいと思つておつたのであります。今度の組織、機構というものをどうするかということ、このやり方一つ間違つたら——私は、いま林野行政というものが、治山治水という問題や、新しく今度自然環境の保護、こういう新しい命題等をもつていかなければならぬというこのむずかしい時期を考えると、今度の機構改革のやり方一つを間違えたら、なかなかこれはたいへんな大混乱が起るんじゃないかということをお心配するのであります。したがつ

て、この治山治水計画の貫徹という観点からいまの機構の問題は一体どうするつもりなのか、このことを実は先ほどから井上委員も指摘されておるわけでありまして、長官のほうからは、目下検討中でその確たるものはまだ発表できないということと、わがほうの治山治水計画というものは、長官のほうのやり方一つ間違つたら全部くずれるおそれがあるという心配を持っておるわけでありまして、いまの機構改革というものは一体どうするつもりなのか、こういう点もこの機会にお聞かせを願いたい。前段のほうは相当一般論がありましたが、私と長官との間に相当意見の違ひがあると思つれば、この点についてもこの機会に発表してほしいというふうに思つておる。

○福田(公)政府委員 最初に治山計画に対しての問題でございますが、これはたびたび申し上げましたように、四十七年度はおよそ半分一般会計から導入を願つたのでございます。今後の考え方としては、公益的な仕事における治山事業というものが最たるものでございます。これはぜひ全額一般会計から導入するようにお願いしたいと考えておるわけでございます。それらを含めまして林政審議会でこれを検討願つておるわけでございます。ただこの場合に、治山事業だけをやっておるわけじゃございませんで、先生から先ほどお話をいただきましたように各種の事業をやっておりまして、これは国民全体から見まして、なるほど国有林は適正な仕事をやっておるといふふうな姿勢を示す必要があつておると思つておる。それをほつきり計画の中にあつておるわけで、その上で、国民の納得を得た上で一般会計の導入をお願いしたい、かように考えておるわけでございます。

次に、従来の単独決議を含めまして、国会における決議に対して林野庁は態度がきつめて悪い、こういう御指摘でございます。その点につきましては、そういう点がございまして、直ちに改めまして、十分尊重してまいりたい、かように考えております。

これは国有林の経営をいたします場合に、地元農林業に従事する人たちの協力を得なければ、ただいま御指摘の治山事業その他できないわけでございます。造林事業にしても林道事業にしても、また伐採事業にしても、治山事業ばかりではございません。地元の農山村の労働量というものが最近減少しつつかつておることは先生御承知のとおりでございます。したがつて、国有林と民有林とを一緒にして、国有林、民有林の造林の振興をはかつていくためには、この労働力の維持ということは絶対必要なことでございます。そのためのいろいろな賃金水準の問題あるいは社会保障の問題等を含めまして、この雇用の安定をはかつてまいりたいことは、単独決議にもございまして、絶対必要なことと、こゝろ思つておるわけでございます。

○阿部(昭)委員 時間がありませんからもう一、二点。一つは、実は私の郷里の、私の出生の村であります。その国有林地内にヘリコプターでこの何年間、ものすごく毒薬をまいておるのです。そこで、先ほど長官は山にいろいろレクリエーションとかあるいはその他が非常に広がつておる、こゝろ言われておるのであります。毒薬をまかれた現場に私も行って見ました。そうすると現地営林署長の名前で、何月何日これをまきましたから、これから四十五日間は立ち入り禁止、こゝろ立

看板がかかっておる。私は、そのレクリエーションの問題もさることながら、山間地の農民にとっては長い間国有林野と深い結びつきでなりわいを立ててきておる。そこでいまごろのシーズンでありますとワラビをとるかゼンマイをとるか、山のさちを相当大量に採取して市場に出荷をして生計を立てておるのであります。ところが、あのあたりの山には菅林署が毒薬をまいたんだということをみな知っております。したがってそこから出てくるワラビとかゼンマイとか、そういうものはなかなか金にならないのであります。菅林署では、ああいうものはずっと時間がたつておりますから害にならないというのをしきりに言っております。しかしそこに相当多くの生計の基盤を求めておる方々としては、毒薬をまかれた地帯の、農民の持つてくるそういう山菜類は買ってくれぬのであります。売れないのであります。こういう問題が起こっております。いや、私のところは毒薬をまいた以外の場所からとってきたんだといつても、とつておる場所はだれも見えておらないから、あの地域からとれた山菜は困るといって引き取つてくれない、こういう問題がいま実は起こつておるのであります。

それから、毒薬の問題でありますけれども、自然環境の保全の問題、こういう面からいつても、私の地域では自今毒薬はまきませんという事を署長は言明されております。しかし除草剤散布のほうほうの実例等を調べてみますと、長官に私この機会に承つておきたいのは、害があるということとははつきりしない、だからまだ使つていいんだというのを当局の皆さんは言うのであります。長官の部下の皆さんですよ。しかし、いまの時代はそうじゃなくて、害がないのだといふことがはつきりしたものでなければ使つてはいけません。という時代ではないかと思つておられます。長官の部下の署長や皆さん、みんな命令には非常に従順であります。だから、害があることがはつきり証明されておらぬから使つて、こういう態度であります。私はこれは間違いだと思つて、害が絶対な

いということがあらゆる意味で証明され、一般にも心理的にも保証されたもの以外に使わぬという時代になつてきているのじゃないか。現場の皆さんは上と下の板ばさみで非常に苦しんでおられるようであります。毒薬というものは、いわゆる昔の下刈りという機能を果たすだけではなくて、本来生長させたい樹種、雑草ではないものを相当痛めつけておる。どうもあのやり方等から見ますると、いままでの毒薬散布の方式というものはむしろ害が非常に多かったのじゃないか。菅林署等の収支という観点からいつても害が非常に大きかつたのじゃないか。こういう意味で、私の地域では自今もうやりませんと現場の責任者はおっしゃつておるからいいのであります。全国的にも私の署長のところのような方針を根本的にとるべきではないか。この問題については、農林委員会における農林大臣の答弁とかいろいろあるようでありますけれども、長官はひとつ前向きに、前進的な角度で態度をとつてほしいといふことが一つ。

それからいま一つの問題は、さつき私がお尋ねをいたしました問題で答弁されておらぬのは、山に対する認識のしかたであります。日本の大商社のように、四十年、五十年、七十年先までずっと展望して、もうかるかもわからぬかといふことではないか。いけるような皆さんはいいでしょ。しかし普通の山間地の零細な農民は、荒廃に類した山に低賃金で働くよりかは全部都会に流出する、あるいは生計の基盤を全く都会に移すという前に、まず長期の季節労働、出かせぎに出る、こういう形態になつてまいつておられます。山間地の農民の皆さんは、山といふもので生活が成り立つといふことは全然考へることができないといふ始めている。そうすると、これからの山の経営、治山治水計画の貫徹の一環をにならざるを得ない。面からいつても、菅林署の行政の範囲はもつともつと広がつていかなければならぬ。そうでなければ山をほんとうに安定させることはできない、私はそういう認識を持っております。この面について、先ほどの長官の答弁では必ずしも具体的にはお聞き

できなかつたのであります。そういう意味で、国有林の仕事は、いまの国有林という問題をどうするかといふことも一つありますけれども、山全体をどうするのか。個々の農民はもう山をやつていこうという気が起らないと言つておられます。このままでまいりますと山はますます荒廃に瀕していき、こういう観点に対して菅林署は一体どういう将来展望を持つか、これが一つ重要であると思つておられます。

それから山をやる場合に、営利を目的とする会社とかそういうものにかりに移していった場合は、それは営利目的でありますから、山が荒廃しようとする治山治水計画に支障を来たさうと、そんなことは関係ありませんね。もうかることが先なんであります。したがつて、営利を目的とする業者の側に山をゆだねていくといふことは、われわれが目ざしておる治山治水計画をこなすことになつていく、こういう判断を私ども持つておりますが、この点はいかがでしょうか。

○福田(省)政府委員 答へいたします。

第一点は、先生は毒薬とおっしゃつておられますが、従来国有林で使つておりました薬剤の中で、単独決議の中にございますように、安全性を確保できないような薬剤については問題がございますので、昨年、除草剤の中で二四五E、これはいわゆる催奇性があるといふことで一応問題になりました。使用を中止いたしました。それからBHC、これも残留性の問題がございますのでやはり使用を中止したのでございます。ただいま使つております薬剤は塩素酸ソーダでございます。これは主として事前の地ごしらえに使用しております。あわせて除草にも使つておるわけでありまして、主として天本科にきく除草剤でございます。ネマガリダケその他のササ類があるところはどうしてもこの塩素酸ソーダを使ひますと、在来のかまなりくわで仕事をいたしますと、地下茎が非常にびびこつておられます。勤業者もそれでは困る、また能率もあがりませんし、非常にけがもしやすい、こういう問題がございます。これを事前

に散布いたしますと、これは一年たちますとほとんど枯れます。なお三年くらいしますと全部腐敗してしまふといふことは先生御承知かと思つておられます。そういう意味で事前の地ごしらえに、特に労働力が不足する場合は考へまして、先ほどのお話にもありました農業に影響するところあるいは住宅に影響するところ、保護林その他を避けてこれを使用しておるのでございますが、この安全性の問題につきましては、昨年厚生省の試験を受けて、きめられた基準に従つて使用する限りこれは人体その他に影響はない、かような証明をいただいております。

それから次の、零細な山林に働く人たちの問題でございますが、これは御指摘がございまして、やはり国有林、民有林を通じて治山事業を実施する場合には、この労働力を確保するといふことは菅林署としても重大な問題でございます。したがつて、今後は、地元におりますところの林業に従事する人たちの賃金水準なりあるいはまた社会保障の制度なり、これがほかの産業と同じように適用できるような方向に持つていくための努力をしていかなければならぬと思つて、かつそういう方法をただいま具体的に検討しておるところでございます。

なおまた、営利を目的とする会社等について、これは森林の経営に支障があるではないかといふ御指摘がございまして、このことにつきましては、やはり治山治水その他公益的な機能が森林にございましては私どもも十分承知しておるつもりでございます。たまたま保安林の制度その他につきましては、非常にきめのかまかい一つの制約をしておるわけでございます。伐採の方法なりあるいは伐採の量なり、その他面積等についてきびしい制約をしておるものでございます。これらを十分尊重いたしまして、計画的に森林の経営をしていく考え方に立つておるのでございまして、したがつて、単純に営利を目的とする会社社にこれをまかせるといふようなことについては、十分慎重にこれは検討してまいりたい、かよ

うに考えている次第でございます。

○阿部昭委員 もう一点。いまの、みんな厚生省がだれじょうぶだというのだけやっていますので、それから塩素酸系のはササを枯らしているだけだというのが、実は何せ私の郷里の山も一ぱい毒薬をまいておるのです。ずいぶんわらじをはいて現地を見ておるのですが、必ずしも長官の言っているようなわけにあっておりませんね。害のほろがむしろ大きい。それからいまの山菜とりの皆さんが、おれのは毒薬をまいた山じゃないところまでつきたんだといつても引き取ってくれない。こういうような問題は、官山の山におい立った性格からいって、山間地の山元の皆さんの持つておるいわば既得権、入り会い権、こういうものをそこなうものだと思うのであります。したがってこれはやはりもつと根本的な検討が必要だと思つておる。

それから最近、よくわかりませんが、ケーピンとかいう薬剤、毒薬を使つておりますが、これは二四五Tなどと同じような危険性を伴つておるものではないか。

それから、時間があるからこの際河川局長に、これは全然話が違ふのでありますが、治山治水の観点の、治水と不可分の問題なんです、河川直轄河川の中で遊水地帯というものがあるのですね。そのたんばは洪水のときは水浸しになるのがあたりまえ、こういう場所があるのです。こうなると、この地域の農民というのはいへんかわいそなことになる。したがって、さすが川崎局長、つい最近私の県のあるところの遊水地帯の農民に対して、河川改修計画からいってそこに堤防をつくるわけにいきません、したがって、洪水が起つたならばどれだけ減収したかという、減収補償をひとつ制度化しようという話と話を折り合はしたようでありまして、これは將來、全国的に遊水地帯のところは全部それをおやりになるということで認識をしてよろしいかどうか。実はわがほろに、堤防をつくつてくれ、つ

だ、こういうのでなかなか認めてもらえぬ場所がまだまだあるのであります。これが一つ。

それからもう一つは、私も大体河川改修というのは下流から順々に上へのほつてくるものと思つておるのですが、最近はいろいろ都合があると思つて、上流のほろをやつたり途中をやつたり、こういうことでやりますと、改修をやられたおかげで洪水時あるいは降雨時に一挙に水が押し出してくる。したがって、いままでは、河川改修をやるまでは水害などなかつたところにとんとん水があふれ込んでくる、そこで減収、こういう問題が起つておるのであります。この場合は、仕事をやつてもらつたおかげで実は水害が起るというふうな状態が、たいへん妙な現象ですが、起つておる。そこでこの洪水を起らぬようにできないか。できないならば、これは人為的に仕事をやつたために起らぬよう、これは人為的に起らぬようになつたのでありますから、洪水の遊水地帯と同じような考え方で減収補償をしてもらえぬかという議論が実はあるのであります。

この一連の問題、これは局長としてもなかなか頭の痛い問題だと思つて、わがほろの地域の遊水地帯、長年懸案のところ、堤防をつくるわけにいかぬ、將來ともここは遊水地帯にしておかなければいかぬので、減収分について補償していただくという道を講じよう、こういう方針を出されたようでございますので、この考え方の一般的な位置づけは一体どうなるのかということをお聞かせ願ひたい。

○福田省政委員 山菜の問題についてお答えいたします。これは御指摘のように、国有林と地元部落との関係というものは古い歴史がございます。いまでも共有林制度がございまして、山菜あるいは枯れ枝その他林産物の採取の制度を設けてあるわけでございます。薬剤を散布いたします場合には必ず地元の人たちの御了解を得てこれを実施するということにいたしております。山菜の採取の特に重要な地帯はこれは避けるというふう

指導してまいつており、もしそういう点がございましてならば嚴重に注意したいと思ひます。

それからケーピンというお話でございますけれども、たゞい手元に資料がございませんで、ちよつと私承知しておりますので、後ほど調査いたしましてから先生のほろに御連絡をしたいと思つております。

○川崎政府委員 遊水地の扱ひ方の問題でございますが、一般に治水だけからものを見ますと、できるだけ水が遊んでくれているほうが下流にも影響がよいし、流勢も穏やかになつていいわけでございます。しかし流域がだんだん開発されてまいります。土地も少ないものから、できるだけ堤防を全部つくつてくれ、川幅が狭くても何とか耕作する土地なり宅地がほしいという声も出てきておるわけでございます。やはりこれに一定の限度がございまして、治水上安全を確保する範囲でいろいろ堤防の扇形、そういふものを検討しているわけでございますが、最近どうしてもやはりある程度の、下流の治水環境を見まして遊水地を持つてないといふ、こういう河川計画上遊水地を確保したいといふようなところにつきましては、これを計画的な遊水地として、その中を、やり方としては第一に買取する。それから、買取もこれはなかなか、国有地にしましても、中に耕作をしておられる方が、買取されたのじゃ困るのだ、後々も、多少三年とか五年に一度は被害があつても耕作を続けていきたい、こういうような場合には、いわゆる使用の権利を多少制限しまして、別の地役権を設定する等でその差額を補償するとかいふことで、いわゆる計画的に実施しております遊水地については買取なりあることで進めておるわけでございます。全国でも現在上野市等にもやつております。過去にも一、二、例があつたかと思ひますが、いまの段階では非常に数の少ない例じゃないかと思ひます。

一般的にそつといつたところの差額を補償するかどうかということになりますと、河川自身は本来自然的なものでございますので、そこまで全部水害のめんどろを見るということはおわれわれの立場ではちよつとできないかと思ひます。災害対策委員会等では水害保険とか、ちよつとたものもいろいろ議論されておりますが、治水上の立場からはちよつとむずかしいのじゃないかと思ひます。それからもう一つ、河川の改修の順序等によつて逆に被害が出たといふような事例も、これは皆無じやないと思ひます。しかし、雨の規模等にもよりますが、大体平均的な過去の資料等から見ても、ほとんどの災害がない限りは、上流も下流もまああそつたいしたバランスをくずさないといふ範囲で、非常に要望が強いといつたような場合には多少順序を前後しても、暫定的にでもその地区を守るように努力をしたいといふようなことから全体の改修計画を進めておるわけでございます。いま御指摘のやうな問題につきましては、補償とかなんといふ問題はちよつと私どもの範圍では扱ひにくい問題でございますが、むしろ改修の順序等につきましてはさらに十分私どもも慎重を期するようになつたかと思ひます。

○阿部(昭)委員 河川局長はうちうちでありますからまたあらためて、この場所であつてもいろいろやることになつたかと思ひます。林野庁長官、時間がありませんで、これで私の関連質問は終わります、終わりますが、治水五カ年計画遂行の過程において、再び林野行政とこの治山治水計画との関連におけるいろいろの問題について長官にこの委員会に来ていただいて、この委員会がこれで終わつて、法律が通つてしまふはいじやないかといふこと、あつたかと思ひます。今後ずつと当委員会に出て、治山治水計画の相当重要な部分を担当されておる長官とわが委員会との関係がいろいろなことをお尋ねしなければなりませんので、そのことを申し上げまして、私の関連質問は終わることになつたかと思ひます。

○井上委員 先ほど来のお話を承りまして、五カ年計画と国有林野事業の四十八年からの抜本改正とは、どう考えましても密接な関係を持たざる

を得ないと思うのであります。したがって、林政審議会の国有林部会——まあ隠れみのです。審議会というのにはみな行政機関の隠れみのであることは間違いない。それを隠れみのにいたしました。明瞭な答弁をやっておらないので、国有林部会で答申案が出ました場合には、直ちに本委員会に對して通知していただき、われわれに内容を知らせていただく、このことを委員長においてお手配願いたいと思っておりますが、いかがでございますか。

○福田(省)政府委員 そのとおりにいたします。  
○龜山委員長 お聞き及びのとおりですから、さように取り計らいます。  
○井上委員 最後の問題に移りたいと思つて、先ほど来、治山事業につきましては一般会計の援助を受けるのか、全額一般会計から出させる方向で進む、まことにそのとおりやっていたか、ということの事です。とかくこのごろ大蔵省というのを、これもまた行政機関は、大蔵省が金を出さぬ、金を出さぬと言つて、隠れみにする傾向もある。ですが、そういうような方向で進んでいただきたいと思つて、したがつて、いままでも直営事業で治山事業をやっていた場所は、今後は一般会計から出てくるのですから、としますと、私は廃止ということはないだらうなと思つて、私に指導部長の前任地でありました私どもの県におきましては、祖谷という平家の落人部落がありまして、そこにおきまして直営事業が行なわれておりますが、過疎現象が激しいということで山の仕事がなく困つておる。いままでも直営事業でやられておつたのですが、一般会計から金を出すと、いうことになりまして、この廃止ということは何ら得ませんでしよう。この点はどうかと思つておる。

○福田(省)政府委員 国有林の中におきます治山事業につきましては、すべて請負事業でやっておるものでございます。直営でやっておる治山事業はただいまのところはございません。

○井上委員 指導部長がよく知つておるが、あなたたち、祖谷川流域治山事業というのは直営でやつておるので、御存じないでしよう。ないと言つたが、全国で一つある。

○松形説明員 お答え申し上げます。ただいま長官がお答え申し上げましたのは、国有林内の直接の事業につきましてはほとんど請負でやつておるということを示したのでございまして、民有林内の国有林が委託を受けたような形におきます直轄事業というのをやっております。二県にまたがるかあるいは高度の技術を要するとか、そういう点で営林局がやつておるという場所がございます。したがつて、そういう場所では一部直営というよりな個所もございまして、それには一部直営といたしても大部分は請負に出しておるというのが実態でございます。現在全国でそういう直轄事業所と申しますのが二十二カ所置いてございます。

○井上委員 直営事業による治山事業所はどうですか。——わからなければいい。あなたも御存じの祖谷川流域においては直営でやつておられます。これにつきましては、これから一般会計で入つてくるのですから、当然直営でやられる、存続されるものと私は思つて、いかがでございますか。

○松形説明員 御指摘の徳島県の祖谷川につきましては、現在は一般会計の直轄治山ということをやつております。

○井上委員 存続するのかわつておるのです。○松形説明員 この存続につきましては、先ほどちよつと御答弁申し上げましたように全国二十二カ所ございますが、それぞれ個所でそれぞれの計画がございます。したがつてその計画が終れば一応目的を果たしますので終わりますけれども、現在のところ継続しているところでござい

○井上委員 しかれば、その事業が存続する限りは直営でやると考へて差しつかえございませんね。

○松形説明員 直轄治山として続行いたします。○井上委員 時間が足りないもので、まだまだ舌足らずのところがございます。またまた申しわけなく存じておるのでございますが、治山治水というのは国の重大なる問題でもございまして、委員長におきまして、また違つた機会に質問をさせていだだくようにお願いいたしまして、本日はこれでやめさせていただきます。

○龜山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。次回、明日水曜日午前十時三十分理事會、午前十一時委員會を開くこととし、本日は、これにて散會いたします。午後二時二十七分散會

建設委員會議録第六号中正誤

ハシ 段行 誤 正

三 三 從贊同 御贊同

四 一 末三 恥かしい 恥ずかしい

同 第七号中正誤

ハシ 段行 誤 正

八 二 三 十月月間 十月年間

六 一 元 附帯決議と 附帯決議を

六 一 末七 受益後 受益者

同 第八号中正誤

ハシ 段行 誤 正

二 一 一 末六 ポーリング場 ポウリング場

二 一 末三 のでから のだから

八 一 一 六行目は五行目に続く。

三 三 三 保存ための 保存のための

六 一 六 のにこと のことに

三 四 三 守られ方 守られる方

同 第九号中正誤

ハシ 段行 誤 正

四 三 一 御答弁をい 御答弁をい

八 二 末三 AへB AとB

八 四 三 可決 議決

第一類第十二号

建設委員會議録第十三号

昭和四十七年五月九日

昭和四十七年五月十九日印刷

昭和四十七年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局